



美容医療コンプライアンスセミナーのご案内

～特定商取引法と美容医療契約～

拝啓 貴院ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知の通り、平成 29 年 12 月 1 日より美容医療においても、独立行政法人国民生活センター・内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会に寄せられる苦情や相談が要因となり、特定継続的役務提供の規制対象に追加されました。

特定継続的役務提供とは、「長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引」をさします。

これまでは、エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室の 6 つの役務が対象とされておりましたが、改正により美容医療も対象となりました。

改善指示命令・業務停止命令・業務中止命令までになりますと、積み上げてこられました財産・名誉を失う恐れがございます。

一般社団法人 e ヘルス協議会では、クリニック様に法規の順守と健全な施術、お客様への対応をしていただきたく美容医療コンプライアンスセミナーを開催しております。

詳細につきましては、別紙をご参考ください。

敬具

特定継続的役務提供の具体的な対象役務

役務内容	方法
脱毛	光の照射又は針を通じて電気を流すことによる方法(例:レーザー脱毛)
にきび・しみ・そばかす・ほくろ・刺青その他の皮膚に付着しているものの除去又は皮膚の活性化	光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法 (例:ケミカルピーリング)
皮膚のしわ又はたるみの症状の軽減	薬剤の使用又は糸の挿入による方法 (例:ヒアルロン酸注射)
脂肪の減少	光若しくは音波の照射、薬剤の使用又は機器を用いた刺激による方法 (例:脂肪溶解注射)
歯牙の漂白	歯牙の漂白剤の塗布による方法 (例:ホワイトニングキットを用いたホワイトニング)

美容医療コンプライアンスセミナー申込書

～特定商取引法と美容医療契約～

【主催者】 一般社団法人 eヘルス協議会

【内容】

- 特定商取引法・特定継続的役務の解説
- 契約書類等の解説
- 質疑応答

【会場、日時】

SOB 株式会社内講習会場（赤坂）

東京都港区赤坂 6-5-28 ヴェルディ赤坂 2 F

- ・ 9月20日(木)
- ・ 10月19日(金)
- ・ 11月22日(木)

※いずれも、13:30～15:30

【費用】 参加者 1 名につき、30,000 円(税別)

※セミナー費は、指定口座あてに前振込でお願いいたします。(振込手数料は、ご負担ください。)

なお、お客様のご都合により当日キャンセルとなった場合、返金はいたしません。

指定口座：三井住友銀行 青山支店 普通口座 7256291 一般社団法人 eヘルス協議会

申し込み方法：メール又は FAX（本申込用紙記載）にてお願いいたします。

E-mail:info@ehc.or.jp FAX:03-6800-1621

希望日を記入ください	月 日
参加者名	お名前
事業者名	
事業者住所	
連絡先	()
メールアドレス	@

ご記入いただいた個人情報は、一般社団法人 eヘルス協議会にて管理し、緊急にご連絡を差し上げる場合や今後の情報提供等のご連絡のために利用させていただきます。利用目的にご同意いただきましたうえでご記入ください。尚、当会の個人情報保護方針につきましては、当会の HP(<http://ehc.or.jp>)をご覧ください。